

平成28年度事業計画書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

I 新たな「理念」等の制定、今後の法人会の在り方

※平成27年3月19日の全法連理事会において新たな「理念」、「行動規範」が制定された。

1 理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。

2 行動規範

イ 税のオピニオンリーダーとしての責務

(イ) 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます。

(ロ) 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い、提言します。

(ハ) 法人会は、税に関する研修会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります。

ロ 企業の発展を支援するものとしての責務

(イ) 法人会は、研修活動・情報提供を通じて、企業の健全な発展を支援します。

(ロ) 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します。

(ハ) 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します。

ハ 地域の振興に寄与するものとしての責務

(イ) 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します。

(ロ) 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します。

(ハ) 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

ニ 法人会会員としての責務

(イ) 法人会会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に努めます。

(ロ) 法人会会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう努めます。

(ハ) 法人会会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に参画します。

ホ 法人会役員としての責務

(イ) 法人会役員は、公益活動を担う団体の役員としての誇りと自覚を持ち、会員から信頼されるよう行動します。

(ロ) 法人会役員は、自らの職務を充分理解し、地域や会員企業に貢献できるよう事業運営に努めます。

(ハ) 法人会役員は、法人会や地域の活性・発展のための先導的役割を果たすとともに、次代を担う人材の育成・登用に努めます。

ヘ 法人会事務局職員としての責務

(イ) 法人会事務局職員は、公益活動を担う団体の事務局としての責務を認識し、誇りと自覚を持って良識ある行動をとることに努めます。

(ロ) 法人会事務局職員は、役員を支える意識を常に持ち、役員から信頼される人材となるよう絶えず自己研鑽に努めます。

(ハ) 法人会事務局職員は、会員の声に充分耳を傾け、会員から信頼される事務局の運営に努めます。

II 税を巡る諸環境の整備改善等を目的とする事業

1 税関連事業の充実

法人会の根幹である税に関する事業の充実は、法人会の存在の明確化、他団体との区分化を図る等のことから重要な課題である。

現在も、税に関する各種研修会や広報活動、税制改正提言活動、租税教育や税の絵はがきコンクール等、種々の事業を実施しており、これらの活動の一層の充実を図ることはもとより、この他当面の課題として次のような点に重点を置いている。

- (1) 会員企業を中心とした企業の税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート」(全法連作成:日税連監修:国税庁後援、フルバージョンと簡易版の2種類)の活用促進。
- (2) 国税当局、社会保険労務士会等関係機関と連携した、マイナンバー制度周知のための研修会の実施。
- (3) あるべき税制・財政についての建設的な提言、税の使途の適正化に関する検討。
- (4) 法人会が最低限実施する税の事業と実施方法とを示す「税に関する法人会ミニマム」の検討。

2 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、これに資する有効な研修教材を活用する。

教材 平成28年度 税制改正のあらまし

会社の決算・申告の実務(決算期別法人説明会)

会社の税金ハンドブック(新設法人説明会用)

会社取引をめぐる税務Q&A

源泉所得税実務のポイント

会社役員のための確定申告実務ポイント

平成28年度 税制改正のあらまし(速報版)

この他、会員企業に役立つと思われる出版社発行の冊子(テキスト)の活用を考えている。

この場合、有料となることもある。

3 税の啓発活動・租税教育活動

一般市民、次世代を担う児童・生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する租税教育用教材を活用する。

また、青年部会による「租税教育活動」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進するとともに、「青年の集い」、「女性フォーラム」を開催するほか、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁主催の中学生の「税についての作文」事業を後援する。

さらに、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。

4 税制改正への提言活動

全法連の方針に基づく税制改正の提言活動を行う。

5 税に関する広報の充実

広く一般に対し、税の啓発や「e-Tax」の普及に資するためのPR活動など、訴求効果に配慮しながら各種媒体を利用した税関連広報を実施する。

6 税情報の提供

会報「みずどり」の年2回の発行、全法連発行の「ほうじん」及び鳥取県連発行の「県連通信」の配付。

III 地域社会の健全な発展及び社会貢献を目的とする事業

1 企業の税務コンプライアンス向上施策

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、国税当局等と協力し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

2 地域活性化事業

各地域における経済社会環境(含む地球温暖化問題)の改善、活性化に資する事業の実施又は支援等を行う。

IV 組織の強化・充実

1 組織の強化

米子法人会のピークは平成12年度の2,677社、組織率60.1%、平成28年3月1日現在、会員数1,847社、組織率48.4%(全法連の会員数のピークは、平成7年度の132万社、組織率63.9%をピークに年々減少傾向にあり、27年6月末の会員数は、80万社(加入率38.8%))に減少している。

減少要因としては、新公益法人制度への対応もあり所在不明会員や会費未納会員の整理を行ったこと、また、事業の展開において法人会としてのプレゼンスを十分発揮できないでいること等が挙げられる。

会員数の拡充は、組織強化のための重要な課題であり、新規会員獲得と退会防止に努め、法人会活動の活性化や事業の充実に繋げていく必要がある

2 退会防止の施策

目に見えるメリットを会員に示し、理解してもらうことにより退会を防止する。

3 研修会等を通じての勧奨

決算期別説明会、新設法人説明会にて組織委員長、副委員長、青年・女性部会役員等が加入勧奨を行う。

4 保険会社・金融機関・他団体による協力

V 適正・的確な組織運営に関する事項

1 理事会、各委員会の適時開催による的確な組織運営を行う。

2 適正な事務管理、事務処理手順の遵守と効率的な事務局運営を行う。